



Kozagawa Town Public Relations Magazine Vol.183

2022

広報

こざがわ

4



特集

町長施政方針

令和4年度一般会計当初予算

2~7ページ

8ページ

町長施政方針

令和4年第1回定例会施政方針（要旨）

3月1日から3月17日まで、古座川町議会令和4年第1回定例会が開かれました。町長が述べた
新年度の施策等について掲載します。

行財政運営

本町の令和4年度の予算状況は、一般会計では、対前年比で1億1,890万円減の29億4,180万円としています。

主たる歳入の内訳は、予算の5割以上を依存している地方交付税のうち、普通交付税は対前年比で6,810万円増の17億1,150万円、特別交付税は対前年比500万円減の1億9,500万円となり、計6,310万円の増額を見込んでいます。

また、自主財源である町税は、2億18万円とし、対前年比で621万円の増額を見込んでいます。

国庫支出金は、1億6,866万円とし、対前年比7,188万円の減、県支出金は2億221万円とし、対前年比3,013万円の増額を見込んでいます。

繰入金は、対前年比で2,081万円減額の2,878万円、町債は、対前年比で1億7,320万円減額の1

億120万円を見込んでいます。

歳出については、住民からの要望や各種計画等に基づき、町行政に必要な施策を十分に検討・調整しながら、予算化しています。

人口減や災害対策として、住宅地の確保やぼたん荘等を活用した観光交流施設の整備調査、また、明神診療所の医師住宅、松根公衆トイレの新築に係る設計監理業務、複合センターの改修工事設計管理業務などの施設整備をはじめ、交通不便地域への高齢者生活支援金や、し尿等処理費補助金、高池地区での患者送迎事業助成、移動販売事業支援補助金、高瀬会への介護職員の人材育成支援事業、保育所・小中学校エアコン整備等、細部にわたり、住民生活に必要なサービスや事業等を予算化しているところです。

新規事業

交通不便地域における 高齢者生活支援金

バス路線から離れた地域で生活されている高齢者の方々は、日々の買い物や通院などの移動に大変苦労されています。

新規事業として、バス路線から2km以遠の交通不便地域に住む方が、自動車等を所有していない75歳以上の方の生活を支援するため、生活支援金の給付を行います。



NEW

公共交通

ふるさとバスは、令和3年6月に運行体制の見直しを実施しました。減便することで乗り継ぎを廃止するなど、利便性を高めたことにより、現在は順調に運行を継続しています。

今後も利用者の方の更なる利便性向上のため取り組みます。

消防・防災

防災関係では、津波や洪水等の影響を受けない住宅地の整備を進めるため、高台宅地候補地の測量業務を予定し、予算計上しています。

また、各地区の自主防災組織への支援を含め、災害に強いまちづくり・防災力の向上に努めるとともに、住民が安全・安心して暮らせるまちづくりに努めます。



自主防災組織で整備した資機材

消防関係では、串本消防及び本町消防団との連携をより一層深め、資機材の整備、処遇の改善等、消防業務の充実に努めます。

ふるさと寄附

ふるさと寄附は、令和3年度から、寄附事業における、共通返礼品の拡大、情報発信、ふるさと納税ポータルサイトの充実を図るため、業務全般を委託業者へ委託しています。

その結果、令和3年度の寄附額は前年度を大幅に上回り、1月末日現在で4,157万円の寄附を頂き、令和4年度では5,500万円を見込んでいます。

今後も委託業者と連携し、ふるさと寄附の更なる充実を図るため、創意工夫して取り組みます。



し尿等処理費補助金

環境衛生に係る新たな生活支援事業として、町内の非課税世帯の経済的負担を軽減するため、し尿汲み取り及び浄化槽清掃に係る処理費用の一部を補助し、生活の安定を図ります。



移動販売事業支援

高齢化や身近な商店の減少等により、食料品や日用雑貨品などの買い物が困難な住民を対象に地域を巡回して移動販売を行う事業者に対し、新規事業として、運営費の一部を補助することで事業の継続を支援し、同時に住民の生活支援に繋げます。



後期高齢者医療被保険者 集団健診

平成31年4月より、高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のため、多くの被保険者の方に受診していただけるよう集団健診を実施しておりますが、今後も引き続き、実施に努めます。

火葬場の運営

令和元年8月から本町と串本町との協定書に基づき受け入れを行っている出本町の火葬は、令和3年度は1月末で31件の受け入れを行っています。令和4年度も、年間120体程度の申し合わせにより、引き続き受け入れを行います。

新型コロナウイルス感染症対策

和歌山県は3月6日まで「まん延防止等重点措置」の適用地域となっています。今後も引き続き強い危機感をもち、感染拡大防止に取り組みます。新型コロナワクチン接種についても、引き続き国の指針に従い迅速かつ適切に実施します。



人材育成支援事業（研修会）の様子

高齢者福祉・地域福祉

本町は、高齢化率54%（令和4年1月末現在）と県下で最も高齢化の進んだ町です。

高齢者福祉については、高池地区にある複合センターを改修し、高齢者を中心の集いの場として活用していくことを予定しています。

また、要介護認定者の方を住居等から医療機関に移送する外出支援サービス事業では、新たに要支援認定者、障害者手帳所持者の方も利用できるよう制度を拡充し、地域福祉の充実に努めます。

令和3年度から実施している高瀬会への介護職員の人材育成支援事業は、本年度も引き続き実施します。

障害福祉

障害のある方やその介助者を支援するため、移動支援や日中一時支援をはじめ、生活介護や施設入所支援、就労支援など引き続き取り組みます。

また、新たに町内の小・中学校と連携し、手話言語条例に基づく手話学習事業を実施します。

広域的な取り組みとしては、新宮・東牟婁圏域の市町村と和歌山県、社会福祉法人等が協力し、ひきこもりサポート事業、手話奉仕員の養成講座等を実施し、地域生活支援拠点事業として地域社会における共生の実現に取り組むなど、全ての住民が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

母子保健・健康増進事業 及び予防接種

母子保健事業は、保健師等が町内のですべての乳幼児の健診に携わり、手厚い対応ができる体制としています。また、妊婦や子育て世帯を対象とした在宅訪問などの充実に取り組み、安心して楽しく子育てができる環境づくりに努めます。

健康増進事業では、すでに実施している幼児から高齢者までのさまざまなお代の運動指導事業について、会場、回数を増やし、より一層の健康づくりに実施します。

を推進します。

予防接種事業では、高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン接種について、引き続き、接種者の自己負担を無くすことにより接種を受けやすくし、予防対策に努めます。



いきいき百歳体操の様子

科診療、和歌山県立医科大学の神経内科医師による認知症関係の診療も引き続き行います。

明神診療所の医師住宅については、平成23年の災害で被災し、その後取り壊したままとなっていましたが、医療体制の強化と、中長期的な医師確保の体制強化を目的に、新たに建設します。今後も診療所業務の充実と、他の医療機関との連携強化を図り、地域医療の推進に努めます。

農業の振興

地域農業の振興を目的に農地流動化助成事業を行い、耕作放棄地の解消と耕作地の拡大による農業経営の安定化を推進します。

また、古座川町農業者育成支援事業により、将来の担い手となり得る認定農業者や認定就農者を、継続して支援します。

令和3年度に引き続き、七川診療所の本林医師が三尾川診療所を兼務し、明神診療所の岡地医師が小川・田川診療所を兼務する診療体制で取り組みます。

また、令和元年度に民間の医療機関が閉院して以来、医療空白地域となっている高池地区の住民を対象に、明神診療所への患者送迎事業を新たに実施します。



獣害対策

銃器・わな・捕獲檻などによる有害鳥獣駆除捕獲事業や、古座川町山村振興対策事業を活用した電気柵や防護柵の設置に対する補助など、今後も獣害対策を推進します。

ジビエ事業

ジビエ事業では、コロナ禍で飲食業や宿泊業などの業績が低迷する中、レトルト食品やソーセージなど常温でも保存できる商品の開発・販売により、安定した業績を維持しています。引き続き、ジビエ商品の開発と安定した販路の拡大に取り組み、ジビエ事業の振興に努めます。



移住定住促進

移住・定住する目的で住宅の新築、中古住宅を購入する者に対する古座川町移住定住者新築住宅等補助事業は、令和4年度も引き続き実施します。

空き家の活用についても、県の補助制度と併せて活用することで、地域の活性化に努めます。

また、県の関係機関とも連携しながら、オンライン等で開催される移住・定住相談会やフェアに積極的に参加し、町のPRを行うことで、本町への移住・定住をより一層推進します。

林業施策

町産材を用いて住宅等を建築する場合の町補助金制度である、古座川町木造住宅等推進事業は、引き続き令和4年度も実施します。

また、森林環境譲与税を活用し、經營や管理が適切に行われていない森林の整備や林内の環境保全を目的に、森林経営管理業務委託事業や森林機能等回復整備事業補助事業により、間伐や作業道の修復等を実施し、森林の適正管理と保全に向けた取り組みを進めます。

観光振興

古座川町観光協会を中心に、各種団体等と連携し、町の観光情報の発信や各種観光事業の実施、ジオパークに関するイベントなどを進め、関係する事業者等の協力を得ながら観光振興を推進します。

ぼたん荘やふるさと定住センターの敷地を活かし、新たな観光施設として整備するための施設調査業務や、松根地区に公衆トイレの新築を行うこととしています。

また、古座川のサクラを活かしたまちづくりや、キャンプ場の整備運営等の検討を進めるとともに、サイクリングやロケット関連など広域的な観光振興事業の取り組みに努めます。

町内の道路整備

道路改良工事では、継続事業として、添野川地区「平井川1号線」、峯地区「立合峠線」の2路線、また新規事業として「三尾川上地線」の改良を行います。

この「三尾川上地線」の改良は、県道から約200m付近へ待避所を整備するものです。

道路維持や舗装、橋梁、隧道等の維持修繕事業については、国の交付金事業等を活用し、緊急性、有効性を踏まえ必要な整備を順次進めます。

高速道路関係では、令和2年度より串本太地道路の用地取得事業が開始され、本町より1名、近畿自動車道紀南高速事務所へ派遣しています。

また、高速道路整備に伴う残土処理場の整備について、基本調査を実施したいと考えています。本調査は、池野山地区の町有林を、残土受入地として活用するため、関係機関との協議資料を作成するものです。

国道・県道では、高速道路へのアクセス道路をはじめ、国道371号及び各県道の改良促進と防災対策、維持修繕の事業促進のため、予算枠拡大等の要望活動に引き続き取り組みます。



古座川町でサイクリング



地籍調查事業

土地取引、相続、災害後の早期復旧
公共事業の円滑化等に重要な地籍調査
は、令和元年度着手の高池上部及び池
野山の一部地区、令和3年度着手の池
野山の小池地地区他、新規地区として
池野山の下の和田地区他の計4地区で
行うこととしています。

急傾斜対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護し、安全安心な生活を守るために、国庫補助事業では、継続事業の平井受瀬平地区、県単独事業では、新規箇所で池野山の下の和田地区、三尾川の中村地区が予定されています。なお、未対策箇所も多く残されており、今後も予算枠の拡大、採択基準の緩和等について要望していきます。

古座川の河川整備

古座川の氾濫による家屋等の浸水対策として「二級河川古座川水系河川整備計画」に基づき令和2年度より概ね20年間にわたり、河道の掘削、堤防の整備が始まっています。

子ども・子育て支援

次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことは、町民の願いです。

本年度も子育て支援施策として、出産祝金制度、在宅育児支援給付金、保育料無料化、学校給食無料化等を引き

続き実施し、子育て世代を応援します

また建築後20年を経過した高津保育所の外部塗装改修、老朽化した調理室のエアコンの取替等の施設整備を進めます。

教育環境の充実

GIGAスクール事業により、児童生徒一人一台端末や大型電子黒板の導入、校内無線ネットワークの整備、家庭学習が出来る環境の構築等を実施し引き続きICT教育を推進します。

学校設備の改修としては、各学校において老朽化したエアコンの取替、古座中学校の老朽化した武道場を取り壊し、グラウンドの拡充を行います。また、子どもたちの学びの力、生き

る力を向上させるため、各学校でスクールプランを策定し、教育委員会を中心に行き交際と連携し、保・小・中



直しの必要が生じた場合等は、隨時、県への要望や協議を重ねながら整備を行います。

の接続等、教育環境の充実に努めます。数年後には、児童・生徒数の減少が予測されることから、今後の教育環境の見直し等について、検討しているところです。

配置、英語教育や読書活動の推進、保育所の保育体制の充実等の取り組みを推進します。

以上 これらの施策を実施します新年度予算は、一般会計では歳入歳出の予算総額をそれぞれ29億4,180万円、前年度当初予算対比で1億1,890万円の減額となります。

また、国民健康保険特別会計をはじめ7つの特別会計の予算総額は、13億3,997万円としました。

すべての会計予算総額は、42億8,177万円とし、前年度当初予算対比で8,385万円の減額となります。

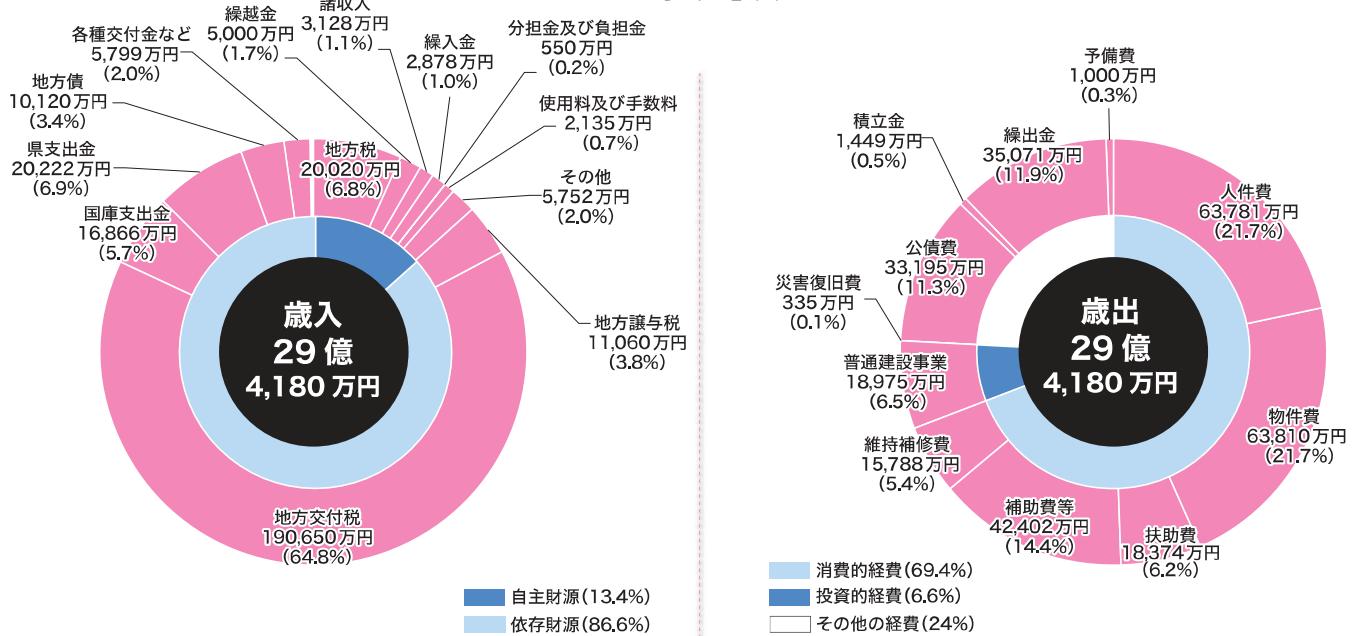
今後も目標との連携をし、全財政の維持を図りながら、町民皆様のご要望にでき得る限り応えてまいりたく考えておりますので、より一層の理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

令和4年度一般会計当初予算 29億4,180万円 対前年度比3.9%減

歳 入

古座川町議会第1回定例会 で原案可決

歳 出



歳入

▼一般会計の歳入は、前年度と比べ、1億1,890万円減額し、29億4,180万円を見込んでいます。主なものは、人件費が6億3,781万円、物件費が6億3,810万円となり、投資的経費は1億9,349万円の減を見込んでいます。うち普通建設事業は1億8,975万円で前年度比1億2,490万円の減となっています。減額の主たる要因は、池野山集会所新築工事の完了に伴うものとなっています。地方債の返済にある公債費は、3億3,195万円で、前年度比1,521万円の減額となっています。

国庫支出金の減についての主なものは、公共土木施設整備事業にかかる防災・安全交付金、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる補助金で、県支出金の増についての主なものは、ため池等整備事業補助金、林道等整備事業補助金、各選挙にかかる委託金などっています。

▼歳出は人件費や物件費、扶助費等の「消費的経費」と、公共施設の建設等、行政水準の向上にかかる普通建設事業費等の「投資的経費」に分けることができます。消費的経費は20億4,155万円で前年度比4,499万円の減を見込んでいます。主たるものは人件費が6億3,781万円、物件費が6億3,810万円、扶助費が4億2,402万円となっています。投資的経費は1億9,349万円で前年度比1億3,644万円の減を見込んでいます。うち普通建設事業は1億8,975万円で前年度比1億2,490万円の減となっています。減額の主たる要因は、池野山集会所新築工事の完了に伴うものとなっています。地方債の返済にある公債費は、3億3,195万円で、前年度比1,521万円の減額となっています。

特別会計

特別会計名	予算額
国民健康保険特別会計	4億4,557万円
国保七川診療所特別会計	7,655万円
国保明神診療所特別会計	6,768万円
へき地診療所特別会計	2,221万円
簡易水道事業特別会計	7,243万円
介護保険特別会計	5億4,352万円
後期高齢者医療特別会計	1億1,201万円
特別会計合計	13億3,997万円

7会計総額13億3,997万円

▼特別会計は、一般会計の歳入歳出予算と区分して整理する必要のある場合や、特定の事業を行いう場合設置するもので、古座川町には7つの特別会計があります。7会計の予算の合計額は13億3,997万円となり、前年度と比較して3,504万円増額となっています。

7会計に対して的一般会計からの繰出金の合計額は3億1,884万円です。

行政相談窓口マス
コットキャラクター
「キーン」



■相談委員 高尾昌伸 行政
相談委員（総務大臣委嘱）

皆様の日常生活での困り事
やこうして欲しいなど、行政
なんでも相談です。

相談は無料で、秘密は堅く
守られます。日常生活での身
近な気になる事などを、お気
軽にご相談ください。

令和4年度の行政相談所の
開設予定日は下表をご覧くだ
さい。

問 【令和4年度行政相談所開設年間計画】

実施日	相談所開設	
	午後1時30分 ～3時30分	
4月20日(水)	中央公民館	
6月15日(水)	三尾川出張所	
8月17日(水)	保健福祉センター	
10月19日(水)	中央公民館	
12月21日(水)	七川出張所	
2月15日(水)	保健福祉センター	

総務課
総務行政班

■相談委員 高尾昌伸 行政
相談委員（総務大臣委嘱）

■受診票・問診票
■持ち物 保険証、受診券、
自己負担 無料

年1回、健康管理のため、
健康診査を受けてみませんか。
対象の方へ、5月下旬に受
診券をお送りします。（受診
券発行の申込みをする必要は
ありません）

① 医科健康診査

■ 対象者 被保険者
■ 対象者 令和4年3月末で
75歳、80歳、85歳の方と90歳
以上の被保険者

■ 検査項目 問診、計測、診
察、尿検査、血液検査など

■ 実施期間 令和4年6月1
日から令和5年2月28日

令和4年度 後期高齢者医療の 健康診査のご案内

■ 対象者 令和4年3月末で
75歳、80歳、85歳の方と90歳
以上の被保険者

■ 検査項目 問診、口腔診断、
口腔機能検査

■ 実施場所 受診券に同封す
る一覧表に記載の医療機関

■ 住民生活課 住民班
または、和歌山県後期高齢者
医療広域連合（073-4
28-6688）

お知らせと 情報



主な問い合わせ先

●古座川町役場本庁
住所：高池673-2

総務課、住民生活課
地域振興課、建設課
☎ 72-0180

●古座川町保健福祉センター
住所：川口254-1

健康福祉課
☎ 67-7112

地域包括支援センター
☎ 67-7611

●古座川町教育委員会
住所：高池777

教育課
☎ 72-3344

問 ……問い合わせ先



後期高齢者医療制度

保険料率等改正のお知らせ

問

【後期高齢者医療保険料の改正内容】

※所得の少ない方などには軽減制度があります

区分	改定前保険料率 (令和2・3年度)	改定後保険料率 (令和4・5年度)
均等割額	50,304円	50,317円
所得割額	9.51%	9.33%
賦課限度額	64万円	66万円

住民生活課
税務班

和歌山県後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率などをお知らせします。保険料は、等しく負担する均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。

後期高齢者医療における窓口負担の見直し

区分	令和4年9月まで	令和4年10月から
現役並み所得者	3割	3割
世帯に被保険者が1人の場合 「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上	1割	2割
世帯に被保険者が2人以上の場合 「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上		
上記以外の方	1割	1割

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

- 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。
- 窓口負担割合が2割となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。（入院の医療費は対象外です）

問 住民生活課 住民班
または和歌山県後期高齢者医療広域連合（☎ 0731-420-0021-719）にお問い合わせください。



町税等の納期限

税目	期別	納期限
固定資産税	第1期	
軽自動車税	第1期	令和4年5月31日
介護保険料	第2期	
町県民税	第1期	令和4年6月30日
介護保険料	第3期	

問 住民生活課 税務班

納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が加算されます。

介護保険料の仮徴収通知書を送付しています

4月中旬に、介護保険料の仮徴収通知書、納付書を送付しています。

昨年度の保険料変更に伴い、今年度は特別徴収から普通徴収へ切り替わる方が多いと見込まれます。

通知書の確認と、納付書在中の場合は納期内納付をお願いします。

仮算定について

介護保険料は、本人及び世帯員の住民税課税状況をもとに決定します。住民税が確定する6月までは、前年度の住民税をもとに保険料を仮算定しています。
 特別徴収（年金からの天引き）の方は、同年の2月分と同額を徴収します。
 普通徴収（納付書での納付）の方は、前年度の住民税と一緒に保険料を徴収します。



令和4年度 国民健康保険税の見直し

国民健康保険税の算定税率

国民健康保険の財政運営は、平成30年度から県が主体となり、毎年、県が示す標準保険料率をもとに、町が算定税率を決定しています。税率の変更により被保険者にとって急激な負担とならないよう、古座川町国民健康保険基金の繰入を計画的に行い、税率の激変緩和を図ります。

令和4年度の所得割、資産割及び賦課限度額の改正内容は、下表をご覧ください。

問 住民生活課 税務班

未就学児の軽減について

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年4月より、未就学児に係る均等割額の軽減措置が導入されます。世帯の所得に関わらず全世帯の未就学児に係る均等割保険税について、その5割が公費により軽減されます。また、低所得軽減が適用される世帯の未就学児の場合は、軽減後の金額の5割がさらに軽減されます。

〔例〕

7割軽減対象の未就学児の場合、残り3割の半分を軽減することから、8・5割軽減となります。

問 住民生活課 税務班



入院時室料市区町村間差額 補助金交付制度

チャイルドシート購入費の 一部を補助します

町民が入院した際に支払う室料が、医療機関所在市区町民が支払う室料より増額されている場合、その増額分を補助します。

■対象者 入院期間の初日を基準日とした前年の所得（1月から5月までの間の入院時室料については前々年の所得）にかかる住民税が課せられていない世帯及び住民税の均等割額のみが課せられる世帯に属する方。

■上限額 1日当たり2,000円、1年間（毎年6月から翌年5月）当たり18万円

■申請方法 入院費の領収書、振込口座の通帳、室料が明記された案内等をご準備いただき、住民生活課、保健福祉センターまたは各出張所で申請してください。

問 住民生活課 住民班



問 住民生活課 住民班

詳しく述べは住民生活課までお問い合わせください。

町では少子化対策の一環として、6歳未満の児童が使用するチャイルドシート購入費の一部を補助しています。

■対象者 古座川町に住民登録を有し、児童を養育する者

■補助額 最大1万円
児童1人につき1回限り交付（購入価格が1万円未満の場合、その購入金額）

■上限額 1日当たり2,000円、1年間（毎年6月から翌年5月）当たり18万円

■申請方法 入院費の領収書、振込口座の通帳、室料が明記された案内等をご準備いただき、住民生活課、保健福祉センターまたは各出張所で申請してください。

問 教育委員会 教育課

スポーツ安全保険に加入 しませんか

町内には、たくさんのスポーツ愛好チームがあります。練習や大会などでけがをした場合のことを考えて、安心して楽しめるよう「スポーツ安全保険」に入加入しませんか。

この保険は、スポーツ活動、ボランティア活動、文化活動などの団体活動中の傷害事故や、第三者に与えた損害などを補償する制度です。

■加入資格 4名以上のグループ

■保険期間 加入した日の翌日から令和5年3月31日まで

■保険料 ボランティア活動等800円から、危険度の高いスポーツ1万1,000円まで（保険種類によります）

■受付等 インターネットによる受付コンビニエンスストアでの掛け払い可能

問 住民生活課 住民班

合併浄化槽を新たに 設置される皆様へ

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、新たに合併浄化槽を設置する方、単独浄化槽から合併浄化槽に転換される方に対し、補助金を交付します。

補助金額は次のとおりです。

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6~7人槽	414,000円
8~10人槽	548,000円
11人~20人槽	939,000円
21人槽~30人槽	1,472,000円
31人槽~50人槽	2,037,000円

単独浄化槽撤去
※合併浄化槽設置と併用の場合のみ9万円
住宅の種類、住居要件、現在の処理状況により、対象とならない場合もありますので、設置を検討している方はお問い合わせください。

問 住民生活課 住民班

お知らせと情報

住民税非課税世帯等に対する
給付金について

確認書の返送はお済みですか?

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書
発行日 令和 年 月 日
古座川町長 西 啓 啓
○○○番地
郵便番号
郵便局名
支給方法 口座振込
支給日 確認書を受領した日から2~3週間後
○○銀行 ○○支店
支給口座 123**** ○○ ○○
支給額 100,000円

【確認書サンプル】

対象と思われる方で確認書の提出がまだの方は、お早めに住民生活課まで郵送又は提出をお願いします。

確認書が届いていたのに失くしてしまったという方は、ご連絡ください。

問 住民生活課 住民班

外出支援サービス事業が
変わります!

この事業は、町内に住所を有する在宅の高齢者などを自宅から医療機関に送迎するこ

とで、通院する際の利便を図り、自立した生活をサポートするものです。

事業をより充実したものとし
て通院できず（自分で車の運転を含む）、さらに家族や親族にも送迎できる人がいない、次のいずれかに該当する方

事業の概要是次のとおりです。

■対象者 交通機関を利用して通院できず（自分で車の

運転を含む）、さらに家族や親族にも送迎できる人がいない、次のいずれかに該当する方

（ア）介護保険の要介護認定を受けている

（イ）介護保険の要支援認定を受けている

（ウ）障害者手帳を持っている
※（イ）・（ウ）を追加しました

■注意点 対象者に該当する方の全員がこの事業を利用できるとは限りません。

※日頃の生活の状況などを職員が聞き取りした上で、利用の決定を行います。

申請手続きや制度内容の詳細については、健康福祉課までお問い合わせください。

問 健康福祉課 福祉班



メジロの捕獲は原則禁止です



現在、メジロは原則捕獲禁止となっています。既に飼養登録されているメジロについては引き続き飼養できます。

なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは捕獲が許可される場合があります。

問 『捕獲許可に関して』
東牟婁振興局健康福祉部串本支所 保健環境課
☎ 0735-1722-0525

自動車税(環境性能割、種別割)
の减免

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方が使用する自動車は、名義や障害の程度など、一定の要件を満たす場合、申請により、自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

問 『飼養登録に関して』
地域振興課 産業観光班

詳しくは左記までお問い合わせください。

問 『JR西日本からのお知らせ』

自動車税の種別割の納期限は、
5月31日(火)です

納期内納税をお願いします。

お近くの金融機関窓口、コンビニなどでお早めに納付してください。

特急「くろしお」の全車指定席化と、チケットレスサービスのご案内

令和4年3月12日(土)のダイヤ改正より、特急「くろしお」はすべての車両が指定席となりました。

これに伴い、券売機で指定席券の取扱いがない古座駅をご利用のお客様は、乗車前にお手持ちのスマートフォンで指定席券の予約ができ、指定席特急料金よりもおトクな「チケットレスサービス」が大変便利です。

詳しく述べるはJR西日本ホームページ「JRおでかけネット」をご覧ください。

※事前に指定席券をご購入できない場合は、車内でも車掌より、指定席券の販売を行います。

問 『JR西日本』

JR西日本からのお知らせ

令和4年4月1日付けで職員の人事異動がありました

氏名	新役職	旧役職
◆課長級		
濱野 悅子	総務課長	議会事務局長
久保 日出樹	住民生活課長 住民班長事務取扱	住民生活課長
下村 賢一	地域振興課長	総務課長
網 恵	議会事務局長	住民生活課 副課長 兼税務班長
中根 友希	建設課 主幹兼工務班長兼検査員	総務課 副課長兼総務行政班長兼検査員
◆副課長級		
畠下 大輔	総務課 副課長兼企画財政班長	総務課 企画財政班長
川本 昌生	住民生活課 副課長兼税務班長	住民生活課 住民班長
宮本 旭	地域振興課 副課長兼農林水産班長兼検査員	地域振興課 農林水産班長
吉崎 和広	教育委員会 教育課 専門員	建設課 副課長兼工務班長兼検査員
◆班長・主任級		
打越 一美	総務課 総務行政班長	総務課 主査
◆一般職		
杉本 涼	住民生活課 主査	建設課 主査
上浦 一允	住民生活課 主査	住民生活課 副主査
神田 陽司	健康福祉課 主査	健康福祉課 副主査
小川 修人	総務課 副主査	地域振興課 副主査
堀 いつみ	総務課 副主査	住民生活課 副主査
住吉 友樹	総務課 副主査	教育委員会 教育課 副主査
永楽 直子	住民生活課 副主査	総務課 副主査
亀田 拓哉	健康福祉課 副主査	明神診療所 主事
渡瀬 悠司	地域振興課 副主査	住民生活課 副主査
栗林 駿	建設課 副主査	建設課 主事
上貴明	建設課 副主査	建設課 主事
太田 康介	出納室 副主査	出納室 主事
池田 悠杜	総務課 主事	建設課 主事
滝本 虎之介	建設課 主事	住民生活課 主事
藤原 清和	明神診療所 主事	健康福祉課 主事
◆新規採用		
濱口 麻衣	住民生活課 主事補	
池寿樹	住民生活課 主事補	
富田 真汰	健康福祉課 主事補	
坂本 亮明	地域振興課 主事補	
◆退職(3月31日付)		
西武彦		地域振興課長
小河佑樹		健康福祉課 副主査
橋爪聖太		総務課 主事



町の取り組み・出来事

ごみ収集車両の老朽化に伴い、県が行う令和3年度電源立地地域対策交付金事業を活用し、新たに車両を購入しました。

これからも環境行政にご理解とご協力をお願いします。

【住民生活課 住民班】



購入したごみ収集車両

佐田 提灯付け

令和4年3月28日に、町職員・古座川町観光協会・七川ふるさとづくり協議会・地元住民の有志の方々と提灯の設置を行いました。

期間：3月28日～4月20日

点灯時間：午後6時～午後9時

【地域振興課 産業観光班】



提灯を設置している様子



夜桜の様子



所・入学おめでとう！

【保育所入所式】

4月6日、高池保育所、三尾川へき地保育所において入所式が行われました。子どもたちは、かわいらしい洋服に身を包み、保護者の方々に見守られながら、笑顔で入所しました。これからたくさんのお友達と一緒に、元気いっぱい楽しく保育所で過ごしてくださいね。

【教育委員会 子ども輝き班】



高池保育所



三尾川へき地保育所

【小・中学校入学式】

4月11日、町内の小・中学校5校において、入学式が行われました。はじめての学校生活が始まる小学1年生の皆さん、新しい環境のもとで勉強やクラブ活動をする中学1年生の皆さんも、新たな生活の始まりに胸を躍らせているように見えました。これからの学校生活が実り多いものとなるよう願っています。

【教育委員会 教育班】



高池小学校



明神小学校



三尾川小学校



明神中学校



古座中学校

新規採用職員紹介



富田 真汰（健康福祉課）

富田真汰と申します。配属は健康福祉課になります。古座川町の透き通った川と空気が綺麗な所が好きです。古座川町役場職員として、自然を大切にしながら、仕事に励んでまいります。よろしくお願ひいたします。



濱口 麻衣（住民生活課）

住民生活課に配属となりました濱口麻衣です。自然豊かな古座川町で働けることを、とてもうれしく思っております。

皆様のお役に立てるよう誠心誠意努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



坂本 亮明（地域振興課）

地域振興課に配属となりました坂本亮明です。古座川町にはゆかりがあり、この4月に移住してきました。町民の皆様のお役に立てるよう精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



池 寿樹（住民生活課）

住民生活課に配属となりました池寿樹です。至らぬ点もあるとは思いますが、皆様のお役に立てるよう頑張りますのでよろしくお願ひします。



えころぎーの系譜

森と海の関係性を見て、「森は海の恋人」と名付けた漁師さんがいます。その人の名前は「畠山重篤（はたけやま・しげあつ）」さん、宮城県気仙沼市というところでカキ養殖をされていた方です。

「汚れてしまった海を

なんとか青い海に取り戻したいー」

気仙沼のカキ漁師さんたちはその一心で、気仙沼湾上流部にある室根山（むろねさん）という山で、広葉樹の苗木を植えています。その活動を「森は海の恋人運動」と名付け、活動開始から30年以上続けています。

なぜ海をきれいにするのに

山に木を植えるのでしょうか。

森で蓄えられた養分が川を流れ海に注ぎ込まれる、その事を畠山さんは自身の経験を通じて感じ取り、生きもの豊かな海を守る為、緑豊かな森を育てようと落葉広葉樹の植林活動を始めました。

第一回目の植樹は、室根神社の鎮座する室根山八合目の広場で行われました。選ばれた木は「ク

04：森と海のえころぎー

マノミズキ」、なぜその木が選ばれたのかというと、実は室根神社は和歌山の熊野本宮から分霊した神社であり、それにあやかるかたちで和歌山の木が選ばれました。残念ながらクマノミズキは当地の環境に合わず、翌年からはブナの木が選ばれますが、遠い東北の地の植林活動で意外にも和歌山との関係性が見て取れます。

一見何のつながりもなさそうなところに関係性を見出す事は、自分の世界を広く遠く見渡す視点を与えてくれます。遠く東北の緑豊かな山に目を向けると、そこには大漁旗がはためいています。

[和歌山研究林技術職員 高宮]

参考文献

「森は海の恋人」（文春文庫）

「人の心に木を植える」（講談社）



北海道大学 和歌山研究林
古座川町平井 0735-77-0321

④Web



七川ふるさとづくり協議
横溝 秀文 さん

終了後も、ずっと七川地域で生活できる様に頑張りたいと思います。

そして僕が今、七川地域の人達から教わっている事を、自分が歳をとった時、次の世代に伝える事が出来る様になっていたら、未来のお爺さんはきっと「若い時に神奈川から移住して来たけど全く悔いは無いよ」と言っているはずです。



自宅のゴーラ



桜を植樹しました（佐田）

地域おこし協力隊通信

七川地域での生活も1年半が過ぎました。昨年の12月には、平井地区の『おためし住宅』から古座川本流で最奥の集落に引っ越しました。人口30人の集落ですが、みんな家族の様に接してくれます。新居が見つかった事で、気持ちも生活も落ちつき、最近では興味のある事や新しい事にも挑戦出来る様になりました。

畑づくりや野草栽培、キノコ栽培、養蜂、アマゴ釣りなど。正直、休日が足りないくらいです。そんな時にいつも頼りになる休日の先生は、七川地域の人達です。最近はインターネットやYouTubeで検索すれば何でも知る事が出来ますが、実際には、地域の人に教えてもらわなければわからない事だらけです。山奥での暮らし方をとても親切に教えてくれる人の多い七川地域が、僕はとても大好きです。

協力隊の任期も折り返し地点ですが、興味のある事を追求し、その中から生業を模索し任期



～「おやこの食育教室」レシピより～

焼きカレーパン

【材料・作り方】

- ・食パン（8枚切り）…8枚
- ・たまねぎ…1/4個
- ・にんじん…1/6本
- ・合いびき肉…100g
- ・水…150ml
- ・カレールウ…1かけ
- ・サラダ油…小さじ1
- ・パセリ…適量



- ① フライパンに油を熱し、★をじっくり炒める。
たまねぎが透き通ったら合いびき肉を加え、
肉の色が変わったら水を加えて3分ほど煮る。
- ② ①の火を止めカレールウを加える。ルウが溶
けたら再び火をつけ、とろみができるまで煮る。
- ③ 食パンの耳を切り落としてめん棒でのばし、

半分くらいの厚さにする。食パンの中心に②をのせ、もう1枚の食パンをのせてはさむ。パンの縁をフォークの背で押して、上下のパン同士をしっかりととめる。

- ④ トースターでこんがり焼いたら、
半分に切って出来上がり。



廣西先生の 健 康寄席



第三十一回 「コロナワクチンの副反応について」

新宮市立医療センター勤務時、毎年佐田の桜眺めにいっていました。人出の多いところに出かけるのは憚られる世情ですが、コロナが終わったらゆっくり古座川の桜を見にいきたいです。

さて、今日はコロナワクチンの副反応についてです。副作用と副反応の違いですが、病気の治療に使う薬を飲んだり注射したりした際に、発疹が出たり、血圧が下がったり、望ましくない反応が出た場合が副作用、ワクチンを接種した際に出る望ましくない反応が副反応で、結局薬剤に伴うものが副作用、ワクチンに伴うものが副反応です。古座川町でもたくさんの方がコロナのワクチンを接種されていると思いますが、副反応については気になるところだと思います。ワクチンがはじまった頃は医療者も多少警戒していましたが、幸い腕が痛くなるとか、発熱、全身倦怠感はあるものの、重い副反応はかなり少ないとわかりました。厚生労働省はコロナワクチンの副反応に関する詳細な統計をずっと取っていて、厚労省

のホームページの「新型コロナワクチンの副反応疑い報告について」というページに載っています。それによると、副反応全体の頻度は0.02%（副反応疑いを含む）程度で、思ったより少ないものかと思います。気になる死亡例ですが、ワクチン接種後に亡くなった方は100万回の接種あたり数件～10件以内程度で、いずれもワクチン接種が直接の原因と結論づけられた例はなかったそうです。アナフィラキシーという重症のアレルギー反応も100万回の接種あたり数件程度でした。新型コロナワクチンの情報については、科学的根拠や信頼できる情報源に基づいていない不正確なものがあり、注意が必要です。ワクチンの接種のメリットが、副反応などのリスクより大きいため、接種をおすすめしています”という記載が厚労省のホームページにもあるとおり、最終的には個人のご判断になりますが、できるだけ客観的なデータに基づいてご判断いただければと思います。

【健康福祉課 福祉班】



広報こざがわ ●発行・編集 古座川町役場総務課／広報委員会 ☎(代)0735-72-0180 FAX 0735-72-1858
4月号 令和4年4月27日発行 ホームページ <http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/> Eメール info@town.kozagawa.lg.jp